

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

別海町立上春別小学校 令和6年（2024年）年5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える（インターネットを通じて行われるものを含む）行為で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

### 上春別小学校 いじめ防止基本方針 (学校では)

このほかに、  
「保護者」と  
「児童」に関わる方  
針も設定しています

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学級どの児童にも起こりうるという基本認識に立ち、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には速やかに解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長、教頭、生活部長のリーダーシップのもと組織的に取組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童への調査や教育相談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

### 上春別小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

【家庭・地域対応委員会】 虐待やネグレクト等の家庭問題に関すること

◎教頭、校長、担任、教務主任、生活部長、養護教諭

【子ども支援委員会】 一人一人の児童への支援に関すること

◎特別支援コーディネーター、校長、教頭、担任、教務主任、生活部長、養護教諭

【生徒指導委員会】 児童の健全育成、問題行動、いじめに関すること

◎生活部長、校長、教頭、担任、教務主任、養護教諭

★外部連携機関

中学校、保育所、教育委員会、要対協、保健福祉課、児童相談所、警察、民生委員・児童委員、スクールカウンセラー、発達障害者支援道東地域センター

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の上春別小学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0153-75-6364 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	<a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
根室教育局教育相談電話 (電話)	0153-23-2715	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター